

い等、とうてい許されるべきことではなく、安全審査の名に値しない。よって本件伊方二号炉の設置許可は取消されなければならない。

(四) 右にかかる資料と説明を求める事項

(一) 米軍機が本件伊方二号炉及び付近上空を航行している法的根拠を示せ。

(二) 過去十五年間の、岩国を基地とした米軍機ならびに自衛機の飛行コースを示せ。

(三) 本件伊方二号炉及び付近上空は、米軍機及び自衛隊機の訓練区域と思うがどうか。

(四) もしそうなら、それに関する資料を提出せよ。

(五) 米軍機及び自衛隊機が本件伊方二号炉及びその上空を通過又は訓練のため使用する時、本件伊方二号炉の設置者である四国電力や、これを監督する行政機関に対し連絡しているか。又、安全上の協議をしたことがあるか。

(六) もしあれば具体的に示せ。

以上六項目について、私たち原告住民では入手が極めて困難なものばかりで、本裁判の進行上に欠くことのできないものであると思われるので、速やかに資料と説明を求める。

(1頁から続く)

住民代表らはすかさず、「裁判長、伊方から朝早くからやって来たんです。五分だけでもいいから事情を聞かせて下さい」と進み出る。あわてた裁判長は、「いや……、私は……、それは……、職員に言ってある」などと口走りながら、ぐるりと背を向け、小走りに書記官室を通って再び裁判官室にかけ込む。あとは再び書記官らと押問答。

書記官が、「ここでは何だから、あちらで話し合いましょう」と、あちこち移動する間に、宮本裁判長らは、どうやら、特設の昇降口から“脱出”し、退庁したらしいとのこと。結局、持参した要望書を書記官室を経て提出しただけで、裁判長に胸の内を、との住民の希望はかなえられなかった。

記者クラブとの会見でも、広野さんらは、証人調べも途中で打切り、原告本人らの発言もさせずに結審するという無茶なことをやつておきながら、1年以上もほっておくことにに対する住民の怒りを、こもごも訴えたという。

広野さんは次のように話している。「朝早くからクルマで走り続けてきたのに、裁判長に会えず、どっと疲れが出ましたが、それでも、一途に訴える私たちと顔を合わせたことで、宮本裁判長も何ごとかを感じ取ったと思います。もしこのような状態がまだ続くようなら、抗議集会なども考えなければならんでしょう」と。

会計報告 ('84.4/2~5/7)

収入

会 費	6 8,0 0 0
ニュース購読料	9 4,5 0 0
カンパ	2 1,0 0 0
計	1 8 3,5 0 0

支出

ニュース印刷代	3 1,0 0 0
振替手数料	1,0 2 0
郵送料	1 0,8 7 0
高松高裁行動援助	4 0,0 0 0
ゼロックス・リース料	1 4,3 0 0
計	9 7,1 9 0
差引	8 6,3 1 0
積立金合計	1.4 3 9,2 4 5

伊方訴訟ニュース

第129号

1984年 5月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先：〒530 大阪市北区西天満4-9-15第一神明ビル
藤田法律事務所内 ☎ 06-363-2112 口座 大阪 48780

『時間の空費は許せない』

住民代表が高松高裁に出向く

宮本裁判長は合わず要望書を提出

強行結審後、すでに1年2ヶ月。高松高裁からは依然として音沙汰ないままである。既報のように、さる3月27日に、裁判所と記者クラブの連絡会が持たれたが、その席上でも、伊方訴訟については何の発表も無く、ただ「判決文が印刷に回される頃には予定もお知らせできるでしょう」との裁判所のコメントがあったとのこと。つまり、判決文はまだ出来上がっておらず、それがいつになるのかも分っていない、ということである。

このことを知らされた現地では、「あんまりだ」と、原告団会議で「ともかく裁判長に会って住民の胸の内を伝えよう」ということがきめられた。急いで要望書(次頁に全文掲載)が作られ、さる4月26日に、広野さんら3名の代表がそれを持って高松まで出向いた。藤田弁護団長も高裁まで同道したが、住民の気持を伝えたいということで、住民代表だけで高裁6階の裁判官室に赴いた。それ以後の経過は、広野さんによると次のようにあったという。

裁判官室横の書記官室に行き、宮本裁判長らに合わせてほしいと申し出たが、丁度開廷

中のこと。それではと、裁判が開かれていた法廷(いつも伊方控訴審が開かれていたところ)の外で、午後4時前まで約2時間待機する。閉廷後、すぐ書記官室に面会を申し出たところ、「結審したから当時者とは一切合わない」との裁判長の意向が伝えられた。

住民代表らは「一日の仕事を休み、伊方を朝5時前にクルマで出て、遠路やってきたのだから、ぜひ住民の気持を聞くよう裁判長に取り次いでほしい」と頼み込む。「ダメなものはダメ」と拒否する書記官と押問答をくり返していると、突然、裁判官室から宮本裁判長ら3人の裁判官が退庭しようと廊下に出て来て、バッタリ顔を合わす。(以下6頁左に続く)

2号炉第20回公判

6月29日(金)午前10時より

松山地裁大法廷

原告住民側は、毎日の仕事に追われながらも、引き続いて被告国側を追及するため、準備書面作りを進めている。

(四) 昭和五六年三月、岩国基地へ向う米軍ヘリ保内町で不時着。

(五) 昭和五四年十一月、自衛隊機岩国基地沖合で着水滑走中事故。

(六) 昭和五三年七月、自衛隊機岩国基地沖合で不時着。

(七) 昭和五三年五月、自衛隊機原村山中に墜落、十二名死亡。

(八) 昭和五三年一月、自衛隊機足摺岬沖でエンジン故障で漂流。

(九) 昭和五二年四月、自衛隊機岩国基地沖合で墜落、一名死亡、六名負傷。

(十) 昭和五十年六月から八月にかけて、米軍機岩国空港付近で、低空でタツアンド・ゴーの訓練を二十回も行う。

(十一) 昭和四三年二月、自衛隊機重信町小野基地付近で墜落、乗員八名中七名死亡。

(十二) 昭和四三年一月、米軍の対潜哨戒機P 3 A・オンライン石槌山中へ墜落、十二名死亡。(なおこの対潜哨戒機には核を搭載していたといわれた。)

(十三) 昭和三七年四月、米軍ジェット戦闘機喜多村A 3 3海岸に不時着し学童二名が負傷。

(十四) 昭和三一年四月、米軍大型輸送機フェア・チャイルド、西黒森山で墜落、四名死亡。(甲七号証ノ一)(甲七号証ノ二)

などとなっているが、これからも岩国に基地がある限り、航空機事故があいつぎ、本件伊方二号炉に対する危険性もますます増大するであろう。

(二) 国は原告住民をだまし、航空機による危険を無視してきた。

昭和五二年九月二八日、私たち原告住民は、行政不服審査法にもとづいて、本件伊方二号炉の安全審査に対する異議申立ての意見陳述のなかで、航空機墜落による危険性を切々と訴えたのであった。

ところが国側はこの訴えに対し、昭和五三年三月十日、ときの内閣総理大臣の名で、異議申立てに対する決定書で、(甲七号証ノ三)

「伊方二号炉の安全審査に際しては、その敷地周辺に飛行場はもちろんのこと、定期航空路も存在しないことを確認しており、又運輸省航空局においても、別途、原子炉施設付近上空の飛行をできる限り避けるよう指導しているので、伊方二号炉の上空を、航空機が飛行することは極めてまれであり、航空機により、伊方二号炉に影響が及ぶことは考えられない。」

と答えているのである。

しかしながら事実は、果してどうであろうか。

昭和五六年八月五日、本件伊方二号炉の原告、鎌田建一郎らが準備書面でもいうように、本件安全審査の当時より、いやもっと以前より、本件伊方二号炉及び付近上空を、いろいろな種類の航空機が、大型機は一機で、小型機は数機で編隊を組んで、ほとんど毎日のように飛行しているのである。

そして時にはものすごく低空で、さいきんは夜間飛行もしばしば行なわれていて、国側のいう、「伊方二号炉の上空を航空機が飛行することは極めてまれである」等というのは、いったいどこの空を指しているのだろうか。

又私たち原告住民が調査したところによると、国側の方ではないという民間航空路が、ちゃんと存在しているのである。(甲七号証

ノ四)(甲七号証ノ五)

又、空港もないというが、もちろん敷地が隣接しているわけではないが、今日の超スピードの航空機が就航している時代に、周辺にないといえるだろうか。関係がないといえるだろうか。本件伊方二号炉をとりまくように、松山空港約五十キロ、大分空港が約六十キロ、さきにもいったように、もっとも問題の多い岩国空港は約七十キロのところにあって、しかも岩国基地から発進あるいは帰還する飛行コースが本件伊方二号炉が設置されている、佐田岬にそっていることからみても、国側が、いかに原告住民を斯むいてきたか過言ではなく、その責任はまぬかれないのである。

(三) 戦争にならずとも今日既に危険がいっぱいである。

さいきんの国内外の情勢をみると、国民の意思いかんにかかわらず、常に核戦争の危険をはらみ、もしもこのような事態に至れば、まっ先に原子力発電所が目標にされることはいうまでもない。昭和五六年八月五日、原告鎌田建一郎らも準備書面で指摘しているように、昭和五六年六月八日、イスラエル空軍がイラクの主都バクダットで建設中の原子炉を、「原子爆弾製造の脅威を阻止する」といって原子炉を攻撃したことがあるが、それだけでなく、今世界中のほとんどの原子力発電所が、戦争やテロの危険にさらされている。

(甲七号証ノ六)(甲七号証ノ七)

ところが本件二号炉付近に居住する原告住民は、わが国が戦争状態にならずとも、今日既に危険がいっぱいあることを、ひどく憂えているところである。

なぜなれば、この準備書面(一)、(二)でも指摘しているように、本件伊方二号炉上空及び付近上空は、日常、民間航空の、定期、不定期便が航行し、米軍機や自衛隊機が多くとび交い、この中には核装備をしたものも、かなり混じっていると考えられるが、核装備しているのがいまいが、航空機墜落の危険性は常にあって、もしも本件伊方二号炉(もちろん伊方一号も同じ)に墜落すれば、全く取りかえしのつかない大惨事を引き起こすことは、何人も否定することはできないものである。にもかかわらず国側は、本件伊方二号炉の安全審査にあたり、この危険性を無視しているのである。

昭和五七年八月二五日、原告川口寛之らは準備書面のなかで、「航空機の二号炉格納容器への墜落事故を想定した審査をしているか」との問に対し、国側は、準備書面(十一)に、「本件安全審査においては、本件敷地付近に飛行場はなく、また上空に定期航空路も通っていないので、本件原子炉への航空機墜落事故を想定する必要はない。」と、さきの決定書と同じように答えている。

又、さらに、「格納容器に対する外部からの、何らかの事故に対するそれに見合う安全設備、防護設備は必要ないか。又圧力容器に対するはどうか。」との問い合わせに対して国側は、同じ準備書面(十一)で、「本件安全審査においては、本件原子炉格納容器の事故について、その必要がないと判断されたものについては想定しない。」と答えている。

原告住民や付近住民が、常に恐怖をもつてゐるにもかかわらず、被告国側は、本件伊方二号炉の安全審査において、なんら考慮をはらうことなく、従つてなんの施策もしていな

要 望 書

控訴人（原告）廣野房一
ほか22名

昭和59年4月26日

高松高等裁判所民事第四部 御中

一、伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求（控訴）について

本件訴訟は昭和五三年四月三〇日に訴えを提起以来、昭和五八年三月四日まで弁論を重ねてきた。其の間われわれ原告側においては国側に対し、資料の提出命令を始め、一審判決の誤りをくり返さないためにには、裁判所が納得できるまで審理を尽くしてほしいと願ってきた。

二、しかし貴裁判所は前記三月四日、原告住民側が当面ぜひ調べてほしいと要請した八証人も採用せず、また原告住民自らの証言も未だされていないままに結審を強行した。その後もわれわれ原告住民側は、左記の如く弁論再開の申立書を貴裁判所に提出してきたが、今日まで一ヵ年以上も放置されたままである。

記

昭和五八年六月二七日 高松高裁（第四部）
に弁論再開申立書（第一回）提出

昭和五八年七月七日 右に同じ
(第二回) 提出

昭和五八年八月一八日 右に同じ
(第三回) 提出

原告準備書面七（セイラム原発でのスクラム失敗事故が示す本件許可処分の違法性）を提出

昭和五八年一一月四日 高松高裁（第四部）
に弁論再開申立書（第四回）提出

原告準備書面八（放射性廃棄物の最終処分法

を審査しなかった本件許可処分の違法性）を提出

昭和五九年一月一八日 高松高裁（第四部）
に弁論再開申立書（第五回）提出

原告準備書面九（地震に関する被告主張と一審判決とを批判）提出

三、原子力発電所の安全性について

国側被告が如何なる弁明を今日までして來たとしても、一審訴訟当初から原告側が証言して來た通り、危険害実が現われているのを否定することは出来ない。伊方原発においても危険は切迫し、外国においてもスリーマイル原発大事故の其後の実態など、国側当初の証言と今日の実情とは大きく相違し、原子力発電所に対する考え方方が官民ともに大きく後退している今日である。

四、原告住民自らの証言について

貴裁判所の強行結審後にも、われわれ原告住民の主張の正しさを示す左記の出来事が相次いで起っている。われわれは、そうしたことについても法廷で訴えたいと用意をしているのである。

記

昭和五八年三月一〇日朝日新聞報道 軽水炉
使用ずみ核燃料（英國）再処理断念

昭和五八年五月二二日毎日新聞報道 スリー
マイル原発周辺ガン白血病急増

昭和五八年七月七日南海日日新聞報道 米国
原子力規制委員会報告、ほとんどの原発緊急自動停止装置に欠陥

昭和五八年九月六日南海日日新聞報道 伊方
原発周辺で魚大量死、今回で二回目

昭和五八年一〇月二三日毎日新聞報道 原発
安全派の国側証人（矛盾する論文発表）

昭和五八年一〇月三一日赤旗新聞報道 英国

の核再処理工場付近で子供に異常な発ガン率
昭和五九年二月九日原子力産業新聞報道 西
独地裁近在農夫の提訴を認め原発建設の停止
命令

昭和五九年三月二四日朝日新聞報道 自衛隊
機墜落事故絡み伊方原発周辺空からの危険性
ありとする。

昭和五九年三月一六日愛媛新聞報道 伊方一
号炉の蒸気発生器細管また損傷

五、以上申述べた通り、本件訴訟上欠かせ
ない事項が多くある。それが何の理由もなく
長期間空費することは、常道ではないと言わ
ざるを得ないのである。

もし精力的に裁判が続けられていたなれば、
今日までに終了していることは明白である。
貴裁判所が本件訴訟を真摯に遂行する意思を
有するならば、貴重な時間を浪費することなく、速やかに弁論を再開し、われわれ原告住
民の生の声にも耳を傾けられるよう切に要望
するものである。

2号炉訴訟

原告準備書面（昭和59年3月23日提出）

一 航空機墜落の危険は迫っている—

目 次

- (一) これでも航空機による危険がないといえるか……………3
- (二) 国は原告住民らをだまし、航空機による危険を無視してきた。……………4
- (三) 戦争にならずとも、今日すでに危険がいっぱいある。……………5

(四) 右にかかる資料と釈明
を求める事項……………6

(一) これでも航空機による危険がないと
いえるか。

昭和五九年二月二七日、海上自衛隊第三一
航空群、岩国基地所属の対潜飛行艇P S I三
号機が、本件、伊方二号炉から、わずか三十
キロたらずの海上へ墜落、道永忠義機長ら十
二名は絶命とみられ、全国民が大きなショッ
クをうけたという。

そしてこの事故が、数分後西寄りであれば、
ただでも危険な伊方原発に激突するおそれも
十分考えられ、もしそうなれば、とりかえし
のつかない大惨事になっていたと思うと、私
たち原告住民慄然としたところである。

あの岩国に、米軍や自衛隊機の基地がある
ため、対岸の伊方原発の危険性は、復雑に増
幅することはまちがいなく、原子力発電所そ
れ自体のもつ危険性、地震など自然災害によ
る危険性と同様に、私たち原告は、空からの
危険性をくりかえし、くりかえし訴えてきた
のであった。

伊方原発が計画された時代より今日まで、
本件伊方二号炉の空域で起きたものは、公表
された主なものだけでも、

(一) 昭和五九年二月、さきにもいったよ
うに、海上自衛隊岩国基地所属の対潜飛行艇
が、足摺岬沖へ爆弾投下テストの訓練へ向う
途中、伊予灘で墜落、十二名絶命。

(二) 昭和五八年四月、海上自衛隊機岩国
で墜落、十二名死亡。

(三) 昭和五七年二月、米軍機岩国基地沖
合で墜落。